

兵庫
独自事業中小法人・個人事業主や飲食店等向けの一時支援金開始
～原油・原材料高の影響等を受けた企業に10万円～20万円を支給～

兵庫県は、原油高や原材料高の影響を受ける県内の飲食店と中小法人・個人事業主を対象に、一時支援金の支給を始めました。県独自の事業として3月末までに10万～20万円を支給し、新型コロナで影響を受ける企業を支援します。当会議所でも一時金の申請に関してサポートを致しておりますのでお気軽にご連絡ください。

中小法人・個人事業主への一時支援金

○対象者

- ・令和3年4～10月分(いずれかひと月)の国の月次支援金を受給していること
- ・月次支援金受給対象月において、中小法人等は本店所在地、個人事業主は住所地が県内にあること
- ・令和3年11月以降の燃料費・原材料価格の高騰の影響を受けていること
- ・事業継続に向けた取組を行っていること

○支給額

- ・中小法人等：20万円
- ・個人事業主：10万円

○申請期間

- ・1/20(木)～2/28(月)
- ・申請期限内でも予算額に達すれば終了となります。

○申請方法

- ・原則として電子申請。電子申請が難しい方は郵送による申請も可能。

【お問合せ先】兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金コールセンター TEL:050-8882-4908

飲食店等への一時支援金

○主な支給要件

- ・兵庫県の「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受けた飲食店等であること。
- ・食品衛生法上の営業許可があり、営業の実態があること。
- ・申請店舗の運営について、令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格の高騰の影響を受けていること。
- ・令和4年4月以降も、申請店舗の営業を継続する意思があること。

○支給額

- ・店舗当たり一律10万円(1回限り)

○申請期間

- ・1/17(月)～2/22(火)
- ・申請期限内でも予算額に達すれば終了となります。

○申請方法

- ・原則として電子申請。電子申請が難しい方は郵送による申請も可能。

【お問合せ先】兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンター TEL:078-361-2501

第10期「東アジア経営塾」、コロナ対策を徹底して開催中です(計5回)

第2回「ニューノーマル時代における
ビジネス展開」

■第10期主催・後援・テーマなど

- 主 催：駐神戸韓国総領事館、当会議所
- 後 援：兵庫県、神戸市、神戸商議所、KOBÉ三宮・ひと街づくり協議会、神戸中華総商会、神戸新聞社、他
- テーマ：「DXとの共奏～ニューノーマル時代に、新たに地域発信のビジネスを考える～」
- 受講料：1,000円(各回)
- 形 式：会場での対面またはWEB配信
- 対象者：経営者、起業家(志望含む)、事業承継者、etc
- 備 考：コロナ感染防止措置として、マスク着用、検温、消毒、間隔を開けた座席配置等を行っています。

■第2回

- 日 時：1/27(木)19:00～21:00
- 場 所：センタープラザ西館6階会議室
- 内 容：
 - ①特別セミナー

第3回「昭和から令和への
ニューノーマルという考え方」

- ・演題：「ニューノーマルにおけるビジネス展開」
- ・講師：西村順二 甲南大学ビジネス・イノベーション研究所長、同経営学部教授

②ディスカッション、他

■第3回

- 日 時：2/16(水)19:00～21:00
- 場 所：神戸市勤労会館3Fセミナー室
- 内 容：

①特別セミナー

- ・演題：「昭和から令和へのニューノーマルという考え方」
- ・講師：橋本玲子(株)TD.K代表
神戸商工会議所女性会会長

②ディスカッション、他

【お問合せ・お申込み】兵庫韓商

TEL:078-646-9611 E-mail:hyogo@kccj.org

2021年度（令和3年分）所得税・消費税 確定申告の相談・受付は韓国商工会議所へ

来る2月16日から3月15日にかけて、2021年度（令和3年分）の所得税・消費税の確定申告の受付が始まります。本会議所では、顧問税理士のご協力の下、確定申告に関する相談や受付業務を開催しています。また確定申告業務以外にも、融資・助成・経営問題に関するご相談も承っております。皆様のご利用をお待ち申し上げます。

■開催日

《受付時間》10:00～17:00

《兵庫韓商での受付》

【2月】2/7(月)・9(水)・14(月)・18(金)
21(月)・22(火)・26(土)・28(月)

【3月】3/2(水)・3(金)・7(月)・9(水)・10(木)

《民団西宮・宝塚支部での受付》

○2/24(木) 民団西宮支部(0798-26-3330)

○2/25(金) 民団宝塚支部(0797-71-1714)

《尼崎韓商での受付》

○2月・3月)月～金

《備考》

○上記日程以外でも受付致します。

○混雑が予想されますので事前にご連絡下さい。

■申告に必要なもの

- 所得税・消費税の申告書
- 印鑑（認印）
- 収入・支出の分かるもの（帳簿・請求書等）
- 生命保険・地震保険・長期損害保険の課税控除証明書
- 国民年金に加入の方は国民年金保険料控除証明書
- 医療費の領収書（年間10万円以上）
- ご家族にパート・アルバイト等の収入がある場合は、その金額が分かるもの
- 下記に該当する方は別途資料が必要となります。事前にご連絡下さい。
 - ・土地・建物を売却または購入された方
 - ・生命保険・簡易保険等の満期金を受領された方

お問合せ
お申込み

兵庫韓商(078-646-9611)

尼崎韓商(06-6482-2491)

法律・税務・経営・建築・労務管理等『無料相談窓口』

～弁護士・税理士・司法書士・社労士など各分野の同胞専門家がサポートします～

長引くコロナ禍によって資金繰り・経営・雇用問題をはじめ様々な悩み事はつきません…。本会議所の専門家委員会（金成男委員長）では、同胞専門家のご協力の下、「無料相談窓口」を設置しています。是非ご利用下さい。

○専門家:弁護士、税理士、司法書士、行政書士、一級建築士、社会保険労務士、中小企業診断士、他

○相談料:無料

○備考:国籍は問いません。事前にご連絡下さい。

【お問合せ】兵庫韓商 TEL:078-646-9611

○相談内容

- ・法律問題全般
 - －建築・不動産紛争、遺言・相続、離婚・DV、倒産・債務整理・債権回収、交通事故、人権、他
- ・税務・経営問題全般
 - －法人・個人等税務業務、記帳代行、経営・相続対策、他
- ・不動産登記、商業・法人登記、成年後見、国籍変更、入管関連の書類作成、各種許認可権の取得業務、他
- ・労働・社会保険手続、労務相談・年金問題全般、他

食塩と水から生成された人と環境に優しい抗菌水

会員限定

除菌・洗浄・消臭等に優れた「食塩電解イオン水」を無料提供します！

■高い「安心」と「安全性」

○水と食塩から生成し、またpH値が中性領域なので安全性が高く、「人体に影響なし」との検証済なので安心です。

■15秒以内に抗菌・抗ウイルス力発揮

○アルコール、エタノール等と比較して抗菌力・抗ウイルス力に優れています。

■洗浄・除菌など広範囲な「汎用性」

○濃度も調整できるので、手指や調理機材の洗浄・除菌、食材の洗浄など用途によって幅広く利できます。

■人と環境に優しく「経済的」

○中性領域なので手荒れも少なく、また動物や食物等への影響の心配もありません。

■ウイルス試験、抗菌力試験等に合格

○日本食品分析センターの分析において、【ウイルス不活化試験】【抗菌力試験】【皮膚刺激性試験】【経口毒性試験】に合格しています。(2017年)

【お問合せ・お申込み】兵庫韓商事務局

TEL(078)646-9611 E-mail:hyogo@kccj.org